

徳島県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	休止年月日
社会福祉法人凌雲 福祉会	板野郡藍住町矢上字安 任一五六一	凌雲訪問看護ステーション	板野郡藍住町矢上字安任一 五六一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和四年九月 三十日